

ルイ15世期フランスにおける高等法院とモプー改革

—ボルドーとグルノーブルの事例から—

見瀬 悠

はじめに

1. 政治・理念上の相克とパリにおける改革
2. 地方高等法院の反応

おわりに

はじめに

近世フランス王国が、中央集権的な絶対主義国家から中間団体を媒介とする社団編成国家へと、その国家像を変貌させて既に久しい¹。近世フランス国家は、領域内部に自立性をもつ併合地を包摂するため法的・制度的に不均質で、中間団体を社団として統治機構に組み込むことで、支配機構を創出し維持していた。近年、このような国家のあり方を、内部の重層的な関係性から捉えようとする分析視角が提示されている。

まず、近世ヨーロッパ国家を、一君主が複数の国を統治するシステムと捉える「複合君主制」論においては、国家は君主とその統治下の国々が結ぶ関係の複合体として捉えなおされる。領域主権国家形成の過程で周辺の諸侯領を「地方(province)」として編入させたフランスもまた、その一変化形をなす²。二宮宏之氏が提唱する「権力の社会史」は、このような国家的な共同体間の関係を越えて、社会一般の階層構造と権力秩序の関係から国家の仕組みを捉えようとする。すなわち、「自然生的な」結合関係によって形成される社会的・文化的一体性が、支配秩序のなかに取り込まれることで統治機構が整備され、上部と下部からの二重の要因に規定される「社団」がその結節点をなした³。

国家を規定するこうした諸関係において、重要な位置を占めるのが、本稿が対象とする旧体制期フランス王国の高等法院である。18世紀末までに13都市に設置された高等法院は、国王裁判所であると同時にそれ自体が一つの社団を構成した。パリ高等法院が、13世紀以降王会(Curia Regis)から分岐した法院を起源とするのに対して、地方のそれは、15世紀以降併合された大諸侯領の最高法廷を前身とし、既存の裁判慣行や地域慣習法の尊重のもと、国王裁判機構に編入された。ゆえに、地方高等法院は、法制度的次元において中央と地方を仲介し、複合君主制国家において君主と対話を行う主体であった。そして国王裁判所でありながら地方と強く結びつき、その利害代弁者として王権としばしば対決したのである。

¹ 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」(吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』、木鐸社、1979年)、183-233頁。

² Koenigsberger, H. G., « Dominium Regale or Dominium Politicum et Regale : Monarchies and Parliaments in Early Modern Europe » in id., *Politicians and virtuosi. Essays in Early Modern History*, London and Ronceverte, 1986, p. 12.

³ 二宮前掲論文; 同「アンシャン・レジームの国家と社会—序にかえて」(二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシャン・レジームの国家と社会—権力の社会史へ』山川出版社、2003年)、3-32頁。さらに近藤和彦氏が提唱する「政治社会論」においては、国家と社会の二項対立的な枠組みを離れて、政治が作法にしたがって行われ演じられる空間=場が方法概念として呈示され、具体的な力の磁場や結びつきとの連関から領域横断的な関係の網の目を捉えなおすことが主張される。近藤和彦編『長い18世紀のイギリス—その政治社会』山川出版社、2002年; 同編『歴史的ヨーロッパの政治社会』(山川出版社、2008年)。

高等法院は、国王通常委託裁判所として司法上の権限を有したが⁴、それだけでなく、王令の登録と建白に代表される政治的権限も有した。すなわち、国王の発する法令は高等法院の登録を経なければその管轄区で効力を持たず、また登録の際に建白をすることで法令の修正を求めることができた。17 世紀以降、売官制官職の家産化が進展する中で、主に罷免不可の保有官僚から構成される高等法院は、王権に対する相対的な自立性を増す。そして在地性の強い特権団体と化し、登録権と建白権を抛り所に王権と繰り返し対立した。王権は高等法院の裁定の破棄、登録命令、親裁座や強制登録という手続きによって高等法院の抵抗に応え、後者が法令の執行禁止令、罷業や集団辞職でさらに抵抗し続ける場合、一部の司法官もしくは法院全体を他の都市へ追放した。しかし、両者の対立は、大抵は非公式の仲裁者による調停を通して、数か月ののちに相互の和解や妥協に達した。

ところが、このような伝統的な関係に変容を迫る政治的事件がルイ 15 世の治世末期に生じた。それが大法官モプー (1714-1792) によって 1771 年に王国全域で行われた司法・政治改革である。後述する「ブルターニュ事件」(1764-1766) 以後の政治的緊張の中、大法官に就任したモプーは、国制問題に介入しようとする高等法院との交渉を打ち切り、司法官を追放して法院の解体と再編成を行う。改革によって誕生した新高等法院は、1774 年にルイ 16 世がモプーを追放し旧制度を復興させたことで終焉を迎えるが、モプー改革は、王権が初めて高等法院の存在そのものを脅かしたがゆえに、両者の関係を決定的に変質させ、以後、法院の政治的影響力を減退させた⁵。

モプー改革の解釈をめぐるのは長きに渡る論争の歴史がある⁶。20 世紀前半から主流となる古典的な解釈は、革命起源論との連関から高等法院を貴族反動の旗手とし、モプー改革は啓蒙君主を救う最後の機会であり、もし存続したならば、革命を回避することが可能であったとする⁷。

1960 年代頃から本格化する社会史研究の成果が、高等法院司法官の守旧性や利己性といった像の払拭に貢献したが⁸、モプー改革の従来解釈を覆したのは 1970 年に出されたドイル

⁴ アンシャン・レジーム期の国王裁判権は、国王通常委託裁判と国王留保裁判の二体系から構成される。前者は国王の負担軽減を目的として常設的な裁判機構に国王裁判権を委託するものであり、高等法院は最高裁としてこの体系を担った。後者は、自立的傾向を持つ通常委託裁判から随時的に裁判を移管し、その判決破棄・無効宣言を行う特命的裁判であり、国王顧問会議・地方長官からなる直轄支配組織をその担い手とした。千葉治男「フランス絶対王政の官僚機構」(『岩波講座世界歴 15 近代世界の形成 II』、岩波書店、1969 年)、243-246 頁。

⁵ Doyle, W., « The Parlements of France and the Breakdown of the Old Regime », *French Historical Studies*, vol. 6, n° 4, 1970, p. 164.

⁶ 研究史については、Swann, J., *Politics and the Parlement of Paris under Louis XV 1754-1774*, Cambridge, 1995, pp. 27-44.

⁷ Flammermont, J.-G., *Le Chancelier Maupeou et les Parlements*, Paris, 1884, pp. 592-595; Marion, M., « Parlements » dans *Dictionnaire des institutions de la France aux XVIIe et XVIIIe siècles*, Paris, 1923, pp. 422-433; Antoine, M., *Louis XV*, Paris, 1989, pp. 909-992. それゆえ、モプーは偉大な大臣として賞賛される。Maupeou, J. de, *Le Chancelier Maupeou*, Paris, 1945; Villers, R., *L'organisation du Parlement de Paris et des Conseil Supérieurs d'après la réforme Maupeou, 1771-1774*, Paris, 1937.

⁸ 主な社会史研究として、Bluche, F., *Les magistrats du Parlement de Paris au XVIIIe siècle (1715-1771)*, Paris, 1960; Meyer, J., *La noblesse bretonne au XVIIIe siècle*, Paris, 1966; Doyle, W., *The Parlement of Bordeaux and the End of the Old Regime 1771-1790*, London, 1974; Gresset, M., *Gens de justice à Besançon de la conquête par Louis XIV à la Révolution française (1674-1789)*, Paris, 1978; Cubells, M., *La Province des Lumières. Les parlementaires d'Aix au XVIIIe siècle*, Paris, 1984; Chaline, O., *L'Aristocratie parlementaire normande au XVIIIe*

の論考である⁹。ドイルによると、高等法院の抵抗は国王権力の正統性を逆説的に担保するシステムであり、最終的には相互に妥協するという王権との黙約のもとに機能していた。法院を解体したモプー改革は、君主の資質の欠如と、その結果の宮廷陰謀が招いたシステムからの逸脱であり、革命を回避するどころか、君主制の存立基盤を崩壊させて革命への道を準備した¹⁰。このように、王権と高等法院の二項対立でなく交渉と協調、改革の必然や一貫性でなく断絶と状況性を強調する修正主義的立場は、近年の研究にも概ね継承されている¹¹。さらにベイカーを中心とする政治文化論は、1750年代から革命前夜にかけての「世論」の形成と変容への関心からモプー改革期に注目し、その言説分析を行った¹²。

本稿は、モプー改革の国制史上の意義に関しては修正主義的立場にならう。その上で、従来の研究で十分に論じられてこなかった地方高等法院に着目し、この事件を舞台として表れる法院と王権の思惑の合致とずれ、およびその背景を考察することで、多様な要素の複合として両者の関係を捉えなおすことを課題とする¹³。それによって、革命との通時的関連に規定されてきた先行研究を相対化し、改革を司法官たちの共時的な経験として再構成する。

第一章では改革に至る過程とパリでの改革を概観する。第二章では、地方高等法院の反応をパリとの比較を通して整理し、その背景を代表的な司法官の人物誌や言説、改革によって創設された新法院の政治的態度、地方高等法院の役割から考察する。その際、地方高等法院として取り上げるのはボルドーとグルノーブルである。創設年代をほぼ同じくするこの二つの高等法院は、各々を取り巻く地理的・文化的・経済的環境、および改革前夜の王権への政治的態度を異にするが、改革に対する反応においては一定の共通性が見られる。つまり両者の事例には各地域の個別性を超えて、中央と対置される「地方」の反応として一般化しうる要素が含まれているのである。

1. 政治・理念上の相克とパリにおける改革

ルイ 15 世の治世 (1715-1774) はその幕開けから終焉に至るまで、高等法院との「抗争」に彩られた。それは宗教論争と租税問題を主要な内容とし、国王留保裁判権と委託裁判権の間の裁判権争い、および、親任官僚と保有官僚の伝統的な対立を基本的な構図とした。1770

siècle, Paris, 1992; Coulomb, C., *Les Pères de la Patrie. La société parlementaire en Dauphiné au temps des Lumières*, Grenoble, 2006.

⁹ Doyle, W., « The Parlements of France and the Breakdown of the Old Regime », *French Historical Studies*, vol. 6, n° 4, 1970, pp.415-458; id., « The Parlements » dans *The Political Culture of the Old Regime*, pp. 157-167.

¹⁰ 同年、エグレも、一時的であれ民意の有用な代弁者であった高等法院から政治的力を奪ったモプーの改革の存続可能性を否定し、真の代表制の要求へ国民を導いたとして、古典的解釈とは一線を画した。Egret, J., *Louis XV et l'opposition parlementaire*, Paris, 1970.

¹¹ Swann, J., *Politics and the Parlement of Paris under Louis XV 1754-1774*, Cambridge, 1995. シャリーヌやキャンベルは、フルリ卿時代に機能していた保護・被保護関係に立脚する対立回避メカニズムが、ルイ 15 世の政府の一貫性の欠如によって機能不全に陥ったことを強調する。Chaline, O., « Les infortunes de la fidélité-Les partisans du pouvoir royal dans les parlementaires au XVIIIe siècle », *Histoire, Économie et Société*, 23, 2006, p. 335-353; Campbell, P., *Power and Politics in Old Regime France 1720-1745*, London, 1996.

¹² Echeverria, D., *The Maupeou Revolution : A Study in the History of Libertarianism : France, 1770-1774*, Baton Rouge, 1985; Baker, K. M.(ed.), « The Maupeou Revolution : The transformation of French Politics at the End of the Old Regime », *Historical Reflections*, vol. 18, n° 2, 1992.

¹³ 地方高等法院の通史的研究でモプー改革は言及されるものの、個別研究は少ない。Rabatel, P., *Le Parlement de Grenoble et les réformes de Maupeou (1771-1775)*, Grenoble, 1912; Sigmann, J., *La révolution Maupeou en Bourgogne (1771-1775) : la caste parlementaire à la fin du XVIIIe siècle*, Dijon, 1935.

年のデギュイヨン公裁判はこうした対立の枠組みを国制問題に転換する契機となり、大法官モプーによる強権発動を直接に準備したとされる。本章では、改革に至る 18 世紀後半の状況を具体的な政治過程と理念上の展開から概観したのち、パリにおける改革の内容と反響を考察する¹⁴。

(1) 政治過程と理念的反目

1750 年代前半は、「秘蹟論争」と呼ばれるジャンセニスム問題が盛り上がりを見せ、ジャンセニストを擁護するパリ高等法院がポントワーズに追放されるなど大きな混乱に発展したが、50 年代中葉から 60 年代にかけては、租税問題がより前面に押し出される。1756 年に七年戦争が始まると、財政危機に瀕した政府が租税法を頒発した。各地の高等法院は国民や地方の利益の保護を理由に王令の登録を拒否し、ときには罷業や集団辞職といった実力行使に訴えたので、王権との緊張は高まった。実際に 1763 年には、政府が戦費埋め合わせのために、第二 20 分の 1 税と献納金 (don gratuit) の延長、付加税増徴や新税導入を定める王令を各地の高等法院で強制登録し、王令の執行を妨害したルアン、グルノーブル、トゥルーズの法院では、司法官の集団辞職や、追放もしくは謹慎による処分に発展した¹⁵。

対立が反復されるなか、高等法院の抵抗の理論的武器が精錬されてゆく。元来、高等法院は王国基本法を受託し専制を防止する中間権力であるという考えが存在した。これに加えて、パリ高等法院のジャンセニスト弁護士ル・ページュは、1753 年に著した『歴史的書簡』において、法院の抵抗を歴史的観点から正当化した¹⁶。彼によると、高等法院はフランク族の軍人集会を直接に継承し、君主制の黎明から現在に至るまで君主に国民の声を伝えてきた。その手段たる建白権と登録権は不可侵の基本法であり、違反行為への抵抗は国民の安寧を守るための義務である。すなわちル・ページュは、起源の共有を根拠に君主権の優越を相対化し、伝統主義的立場から法院の抵抗を擁護した。さらに彼は、各高等法院は単一の法院から派生した分枝に過ぎないとする「分枝の理論 (union des classes)」を提唱し、本来管轄区内にしか権限を持たない各々の法院が連携して王権に対抗することを理論上可能にした¹⁷。

王権は高等法院のこうした国制理念を、絶対君主制の原則に反するものとして、ことあるごとに禁止した。その端的な例は、1766 年に国王がパリ高等法院を訪れて行った「鞭打ち (Flagellation)」演説である¹⁸。国王はこのとき高等法院の抵抗の諸理論と、罷業や集団辞職といった実践的手段を次々に否定し禁止した。そして君主権の絶対性、国王と国民の一体性、立法権の占有といった伝統的な原則を確認し、高等法院の権限はあくまで国王権力の委託にすぎないことを強調した。

このように、モプー改革に至る過程には、王権と高等法院の国制理念上の衝突が存在した

¹⁴ Egret, *op. cit.*

¹⁵ *Ibid.*, pp. 50-156.

¹⁶ Cottret, M., *Jansénismes et Lumières, pour un autre XVIIIe siècle*, Paris, 1998, pp. 149-150; Maire, C., *De la cause de Dieu à la cause de la Nation. Le jansénisme au XVIIIe siècle*, Paris, 1998, pp. 427-440.

¹⁷ 分枝の理論は、1755 年に、留保裁判権を分有し全国を管轄する大評定院の権限強化が図られた際、パリだけでなく地方高等法院でも採用された。しかし実際には各法院の個別性が連合を困難にし、さらにパリ高等法院は 1764 年のフィッツ＝ジャム公の裁判で同輩公 (ducs et pairs) を裁ける唯一の貴族法廷としての優位性を主張したため、法院の連帯は損なわれた。協働の回復はブルターニュ事件を待たねばならない。

¹⁸ Flammermont, *op. cit.*, pp. 25-28.

ことを確認しておきたい。では、1764年から、モプーが大法官に就任する68年9月までの状況を見てみよう。

1764年に上記の三法院が政府から課税緩和策を獲得して帰還した頃、レンヌでは、高等法院、特にその首席検事ラ・シャロテとブルターニュ総司令官デギュイヨン公の確執を発端として、「ブルターニュ事件」と呼ばれる一連の騒動が始まっていた¹⁹。王権はこのとき、王権に逆らって集団辞職した司法官78名を追放し、ラ・シャロテを含む6名を謀反のかどで逮捕して特別法廷で裁こうとした。パリ高等法院は、こうした措置は司法の特権と原則を侵害する非合法的なものであるとして連日抗議を發し、激昂した国王によって、上述の「鞭打ち」演説で厳しく叱責された。結局、ブルターニュ事件は6名の裁判停止と追放で幕を下ろしたが、恣意性を印象付けた王権に対するパリ高等法院の不信は深まり、レンヌでは少数の体制派司法官によって運営される高等法院が、世論と弁護士や代訴人から見放されて機能不全に陥った。

このような状況で、モプーは大法官に任命された。モプーは16世紀末から続く名門高等法院貴族の家系に生まれ、19歳からパリ高等法院に勤務し、1763年からは院長を務めたベテラン司法官であった。王権に忠実で、68年まで副大法官と国璽尚書を兼任した父親の良き相談相手であったが、同僚からは政府の手先と目され疎まれていた²⁰。

モプーは大法官に就任すると、自身の地位安定のために次々と宥和策を実行する。レンヌについても、ほぼ全ての司法官を呼び戻し旧法院を復興させることで論争に終止符を打とうとした。しかし復帰した法院は1770年3月に、4年前の6名の裁判における偽証教唆の罪でデギュイヨン公を訴追し始める。移管先の貴族法廷では、デギュイヨン公が裁判結果に関わらずラ・シャロテを有罪にするつもりであったことを裏付ける証言が出され、裁判はデギュイヨン公自身の追及を超えて、彼を委任する王国行政の是非を問うものに変容した。法院に行政譴責権を認めない王権は6月に親裁座を開いて裁判停止を命じたが、パリ高等法院は抗議の裁定で応じ、地方高等法院もこれに賛同した。国王顧問会議はこの裁定を破棄し、デギュイヨン公裁判の全文書を押収して裁判記録の抹消を命じた。

この頃から、モプーは直接パリ高等法院に乗り込んで司法官を叱責するなど、挑発的な行動で法院の抵抗を煽るようになる。その動機については研究者によって見解が分かれるが²¹、ここでは改革前夜の状況として、次の二点を確認したい。第一に、モプーの主導で1771年11月27日に出された王令が、法院の抵抗を官職剥奪のもとに禁じ、絶対王政の原則を強調することを内容としたため、王令を強制登録した王権と、罷業で対抗し続ける司法官との間に、事実上の交渉決裂が生じた。第二に、モプーの最大の政敵であったショワズールが、対外政策における国王との不一致と高等法院への穏健な姿勢が原因で、12月末に罷免された。こうして、1771年を迎える頃には、モプーが改革に着手する口実の準備と障壁の除去は成し

¹⁹ 1753年から総司令官を務めるデギュイヨン公は、国王賦役の濫用、都市美化への過度の出費、地方三部会の権威の無視などを高等法院から非難されていた。1764年以降、高等法院は建白や決議文でデギュイヨン公に対する批判を公的に表明した。政府は司法官を叱責して批判を禁じたが、法院は従わず、さらに地方三部会と共同で租税王令の執行を妨害した。

²⁰ Maurepas, A. de, et Boulant, A., *Les ministres et les ministères du siècle des Lumières (1715-1789)*, Paris, 1996, pp. 96-100; Antoine, M., *Louis XV*, Paris, 1989, p. 901.

²¹ 高等法院解体の口実確保(Flammermont)、政敵ショワズール追い落としのための陰謀(Doyle)、デギュイヨン公との同盟強化策(Swann)など。

遂げられ、条件はほぼ整えられた。

(2) パリでの改革

1771 年 1 月 19 日から翌日にかけての夜、パリ高等法院の各司法官宅に二人の近衛兵が現れて、業務再開の命令に従うか否かを即答するよう求める封印王書を示した。業務再開を承諾したのは 38 名で、82 名は拒否し、残る 35 名は留保付回答をした。38 名を除く司法官は 20 日の夜に官職没収と即日追放によって処分され、残った彼らも同僚の呼び戻しを要求したため同様の処分に付された²²。結局、モプーは 22 日までにパリ高等法院の定員にほぼ相当する計 168 名を追放した²³。

パリ高等法院を解体したモプーは、司法刷新の名の下に一連の制度改革を実施してゆく²⁴。それは主に三つの内容からなる。第一に、裁判管区の縮小である。王国の 3 分の 1 以上を占めたパリ高等法院の広大な管轄区は、新設された 6 つの高等評定院との間で 7 分割され²⁵、その結果、パリ高等法院の定員も約半数に削減された。第二に、16 世紀以来続いてきた司法官職の売官制の廃止である。代わりに国王による一律の任命制と定額俸給制が導入された。第三に、悪弊の代表とされた裁判手数料の撤廃である。それによって裁判の無償化が宣言された。

しかし、こうした制度改革は不完全なものであった。売官制と裁判手数料の撤廃は下級裁判所には適用されず、また手数料以外の諸々の訴訟費用は依然として高額で、裁判の無償化は実現しなかった。むしろ、改革の主眼は、司法上の刷新というより、パリ高等法院の政治的影響力の削減にあった²⁶。その観点から見ると、売官制の廃止は保有官僚が有した自立性を剥奪するものであり、裁判手数料の撤廃は俸給制導入の結果であった。訴訟人の便宜を図ったとされる管轄区縮小も、パリ高等法院の勢力削減にほかならず、建白権をもたない高等評定院の設置はそのことを例証している²⁷。

次に、モプーは解体したパリ高等法院の再編成に着手するが、最大の課題は司法官の確保であった。モプーはパリ租税法院と大評定院のメンバーを充当することでこの問題を解決しようとし、新パリ高等法院の設立を宣言する 1771 年 4 月 13 日の親裁座で両法院を廃止した。当時、開明的で知られた租税法院長マルゼルブを含む反対者 20 名は追放処分された。

結局、モプーは上記の二法院だけでなく、パリ会計法院や貨幣法院、地方高等法院、親任官僚の中から少しずつ役職者を集めた。彼らは度重なる法曹界の分裂で常に王権側についた者を中心とし、さらに、改革反対派や世論の非難も意に介さない強固な王権支持者であった

²² 官職没収は非合法であると改革の賛同者からも批判が起り、モプーは 4 月の王令で廃止官職の償還を 6 ヶ月(後に延長)以内の申請という期限付きで認めるとした。Egret, *op. cit.*, pp. 187-188.

²³ この追放は報復的な性格を帯び、約 100 名は僻地に追放され、住居や生活物資の確保もままならない状況であったという。Flammemont, *op. cit.*, p. 225.

²⁴ *Ibid.*, pp. 275-337.

²⁵ 高等評定院は高等法院と同じく、あらゆる民事・刑事訴訟を最高裁として裁く上訴裁判所である。ただし建白権をもたず、高等法院が登録した王令を受動的に公布・執行するのみである。

²⁶ 木崎喜代治「18 世紀におけるパルルマンと王権(3)」(『経済論叢』、第 136 巻、第 2 号、1985 年)、6 頁。

²⁷ 最高法院である高等法院に上訴するような人物は大貴族や富裕層であり、パリへの移動の費用はさほど大きな経済的負担ではなかった。前掲論文、6-8 頁。

ため、高等法院のこれまでの反抗姿勢を継承し得なかった²⁸。事実、彼らは財務総監テレの強引な財政政策を積極的に妨害しようとはしなかった。第一 20 分の 1 税の永続化、第二 20 分の 1 税と上納金の延長、リーヴル付加税の比率引上げなど同時に多くの課税を含んだ 1771 年 11 月の王令は、地方によっては大きな反発を招いたが、パリでは短い建白が提出された後、すみやかに登録された。

このように、モプー改革は、司法改革面では不完全だったが、パリ高等法院の政治的機能を大きく削減することが出来、政治面ではほぼ成功を収めた。

(3) 国制論争

モプー改革は開始直後から最高諸法院や下級裁判所、弁護士・代訴人団、民衆からの様々な抵抗と非難に遭遇した。新パリ高等法院が設立されてからは、旧司法官や、改革に抗して宮廷を追われた血統親王、ジャンсениスト、啓蒙哲学者らが、「愛国派」と呼ばれる反モプー陣営を形成し、出版活動を通じた王権側との国制論争によって世論の支持を競い合った。これについてまず、高等法院をめぐる議論を中心に見てみよう。

愛国派のモプー批判に共通するモチーフは制限君主制と反専制であったが²⁹、高等法院の機能に関しては相互に流動的な解釈が並存した³⁰。まず、最も伝統的な考えでは、高等法院は国民の声を君主に伝えることで君主を大臣の悪意から守るというものであった。次に、モンテスキューに代表される中間権力の考え方では、法院は権力を監視し、その行使の内容を調整することで国民保護の機能を果たすとされた。さらに、高等法院は国王と国民を相互に調停し、一方を他方の行き過ぎから守るという考えもあった。高等法院を君主の統治協力者としたル・ページュは、法院が建白と登録を通して国王と国民を結びつけるとした点でこの解釈に類するが、法院の抵抗を受動的反応に限定し、能動的な働きかけを否定する点はモンテスキューの中間権力論と共通する³¹。より急進的な解釈では、高等法院は全国民に責任を負う直接的な国民代表とされた。マルゼルブのように、法院は全国三部会の不在を現実には補い得るとする考えや、あるいは反対にそれを否定する解釈もあったが、いずれの立場も、国民を真に代表する全国三部会の召集を要求した³²。このほか、愛国派は改革による具体的変化への批判も忘れず、司法官追放がもたらした経済的損害を指摘し、売官制と裁判手数料を擁護し³³、官職の罷免不可性の侵害を鋭く批判した。

愛国派のパンフレット攻撃に対して、モプー陣営は検閲と秘密警察による取締りを行い、反駁のためのパンフレットを出版して応戦した。ここでモプー側の国制観の基調をなすのは絶対君主制と反アナーキーである³⁴。まず、モプー側の著者は、法院の独立性の根拠となるル・ページュ的な「伝統」主義に反論して、高等法院は封建貴族の集団であり、絶対君主こ

²⁸ Félix, J., *Les magistrats du Parlement de Paris de 1771 à 1790*, Paris, 1990, pp. 44-56.

²⁹ 石井三記「18 世紀フランスの「国制」像—モプー期を中心として」(樋口謹一編『空間の世紀』、筑摩書房、1988 年)、59-64 頁。

³⁰ Echeverria, *The Maupeou Revolution : A Study in the History of Libertarianism : France, 1770-1774*, pp.87-89.

³¹ Maire, *De la cause de Dieu à la cause de la Nation. Le jansénisme au XVIIIe siècle*, pp. 533-538; Echeverria, *op. cit.*, pp. 87-88.

³² *Ibid.*, pp. 85-86.

³³ Hudson, D., « In Defense of Reform : French Government Propaganda during the Maupeou Crisis », *French Historical Studies*, vol. 8, n° 1, 1973, pp. 57-58.

³⁴ 石井前掲論文、64-69 頁。

そがその中世的な抑圧から臣民を解放したと主張する³⁵。国王は不変にして不可侵であり、国家・国民・国法と不可分一体である。そこには法院との立法権の分有など存在しない³⁶。代表的論客ヴォルテールは改革の司法制度上の達成を称賛し、さらに、高等法院の主張通りに統治が行われた場合、フランスは二重政府状態、すなわちアナーキーに陥ると応酬した。この主張を敷衍して、法院による専制の危険を警告する意見もあった³⁷。官職の罷免不可性の侵犯はモプーにとって釈明困難であったが、彼はこれを国王への絶対服従の原則に還元して正当化した。とはいえ、モプー側は愛国派からの誇りに無関心ではなく、建白と登録の手続きに一定の有用性を認める著者もいた。しかし、これは王権による自己規制として観念されており、愛国派が言うような基本法として認識されていたのではない³⁸。

首都でこうしたパンフレット合戦が繰り広げられる中、地方高等法院もモプーの政策に対して抗議を続けた。さらに政策批判の冊子を出版するなどして、パリほど活発とは言えないまでも議論に参加した。

2. 地方高等法院の反応

パリで始まったモプー改革は、1771年8月から11月にかけて王国全域の地方高等法院に導入される。地方での改革は官職削減、売官制と裁判手数料の廃止を基本内容とし、さらに、パリに次いで管轄区の大きいトゥルーズではその縮小が行われた。本章ではボルドーとグルノーブルにおける改革への反応をパリとの比較を通して確認し、代表的司法官の人物誌と言説、新高等法院の政治的態度、地方高等法院の地域社会での役割を考察することで、その意味を考えたい。

(1) 改革の導入と司法官の分裂

1771年9月、ボルドーでは国王から改革実施を委任されたギュイエンヌ地方総督リシュリュ公が地方長官とともに法院に赴き、官職廃止の王令を強制登録した。院長ルベルトンと次席検事デュパティは、これまでの反抗の主導者として既に追放されていた³⁹。新法院の創建において、リシュリュ公はまず旧友の大審部部長ガスクを味方につけ、その協力のもと旧法院の司法官から人選を行い、買収や交渉をした。その結果、110名の司法官のうち、半数以上は就任を拒否して追放されたものの、45名が残ってガスクを院長とする新法院を構成した⁴⁰。

同じ頃グルノーブルでは、他の地方で改革が進行する中、反対者が少数派となっていた。

³⁵ Van Kley, D., « The Religious Origins of the Patriot and Ministerial Parties in Pre-Revolutionary France : Controversy over the Chancellor's Constitutional Coup, 1771-1775 », *Historical Reflections*, vol. 18, n° 2, 1992, p. 52.

³⁶ Hudson, *op. cit.*, pp. 59-64.

³⁷ *Ibid.*, pp. 67-70.

³⁸ 石井前掲論文、67頁; Egret, *op. cit.*, p. 211.

³⁹ ボルドー高等法院は、デギュイヨン公事件とパリでの法院改革に対して抗議を重ね、地方への改革の波及を見越した4月には、司法官全員で改革後の役職就任を拒否するという宣言を決議していた。グルノーブル高等法院は対照的に、1766年以降、政治論争から距離を置いていた。Boscheron des Portes, C. B. F., *Histoire du parlement de Bordeaux depuis sa création jusqu'à sa suppression (1451-1790)*, Bordeaux, 1878, vol. 2, pp. 301-312; Egret, J., *Le Parlement de Dauphiné*, Grenoble, 1942, t. I, pp. 259-263.

⁴⁰ Doyle, W., *The Parlement of Bordeaux and the End of the Old Regime 1771-1790*, London, 1974, pp. 144-148.

10月末に、モプーの庇護を受けた首席検事ヴィドが新法院長に予め任命され、改革の準備と人選を進めた。11月初旬に休暇中の司法官が招集され、総代官クレルモン＝トネール伯と地方長官が法院の全官職および売官制を廃止する王令を強制登録した。院長ベリユルは所領に禁足されており、改革に抗議した大審部部長ドルナシュ侯と評定官メリュを含む約20名の司法官が追放された。残りの約40名は新法院に任命された⁴¹。

このように、ボルドーでもグルノーブルでも、改革の導入はパリと比べて格段に滞りなく進んだ。その大きな要因は、親任官僚やモプー自身と私的な関係を結ぶ高位司法官が改革に協力し、同僚に関する彼らの知識や人間関係に基づいて人事が行われたことに求められる。その結果、地方では追放者も出たが、新法院の運営に十分な人数の順応者を確保できた。なお、両地方では他の裁判所の廃止も起こらなかった。

ただし、新法院の運営を完全に円滑とみなすには留保が必要である。グルノーブルでは役職に任命された約40名のうち12名は数週間内に辞職し、ボルドーでも11月の開廷後まもなく辞職希望者を出すなど、新法院は最初の数ヶ月間、司法官の辞職問題に悩まされた。また、追放者は残留した元同僚を絶え間なく非難し、不利な噂を流したりして新法院の内部分裂を画策した。このような追放者の干渉は、1772年夏に官職償還の申請に締め切りを設ける王令が出され、改革転覆が絶望的になるまで続いた⁴²。

以上から、パリと地方の改革初期の状況を比較すると、両者の最も際立った相違点は同調派の有無に求められる。すなわち、パリではほぼ不在の同調派が地方では全体の約半分の割合で存在し、彼らの協力が比較的平和裏の改革の実施を可能にした。なぜ地方には同調派が存在したのか、彼らの協力の理由は何であったのか。この疑問に答えるためには、地方における拒否派と同調派の特徴を分析し、両者の分かれ目を明らかにした上で後者の意図を考察しなければならない。

(2) 拒否派

ボルドーでは、拒否派を代表するのは、改革の実施に先立って追放された院長ルベルトン(1713-1800)と次席検事デュパティ(1746-1788)である。

ルベルトンは16世紀以来のボルドー高等法院貴族家系の出身で、父も同じく院長を務めた。晩年のモンテスキューと友人で、地方アカデミーやフリーメイソン会所「フランス(française)」に所属し、啓蒙の社交・文化空間においても中心的役割を果たした⁴³。彼は、ボルドーで「祖国の父(Pères de la Patrie)」として英雄的な名声を博し⁴⁴、追放時には、都市住民から声援の

⁴¹ Egret, *op. cit.*, pp. 272-298.

⁴² 1773年1月1日を最終期限としたこの王令は、償還を申請して新制度を承認するか、申請しないで官職購入時の投資を放棄するかの二者択一を迫るものだった。新法院の司法官は全員が、追放者と辞職者もボルドーでは29名、グルノーブルではベリユル、ドルナシュ侯、メリュを除く全員が償還を選択した。Doyle, W., *op. cit.*, p. 155; Rabatel, P., *Le Parlement de Grenoble et les réformes de Maupeou (1771-1775)*, Grenoble, 1912, p. 144. パリでは170名のうち償還したのは50名。Egret, *Louis XV et l'opposition parlementaire*, p. 188.

⁴³ Figeac, M., *Destins de la noblesse bordelaise (1770-1830)*, Bordeaux, 1996, t. 1, pp. 271-281. フリーメイソン団はサロンや読書協会とならぶ開放的な社交形態であり、合理的で啓蒙主義的な世界観を普及させる媒体となった。ピエール＝イヴ・ボルペール著・深沢克己編『啓蒙の世紀』のフリーメイソン』(山川出版社、2009年)。

⁴⁴ 18世紀の高等法院は建白の定期的な出版を通して、政府政策への反対において広く世論に支持を訴えかけた。そのため、司法官は「祖国の父」とみなされ、政策に逆らって追放や投獄されることは名誉と考えられるようになっていた。その帰還に際して、各地の高等法院都市では盛大な祝祭が催された。Swann, *op. cit.*, pp.

喝采とともに見送られ、モブー失脚によって帰還した際には、住民によって盛大な祝宴が催された⁴⁵。

デュパティは、ラ・ロシェルで地方財務官の息子として生まれ、1768年にボルドーへの移住と同時に次席検事に就任した新参司法官である⁴⁶。パリ大学ボーヴェ学寮で学んだ彼は、雄弁に秀でた地方アカデミー書記で、ヴォルテールをはじめとする啓蒙哲学者と交流し、「フランス」会所に所属した。また、元学友でパリ高等法院評定官フレト・ド・サン＝ジュストの妹との結婚を通じて、首都の法曹界との関係を強めた⁴⁷。彼は1770年にデギュイヨン公の裁判停止に抗議してボルドー高等法院が裁決した8月13日決議文の起草者であり、これが原因で9月から半年間投獄された。

ルベルトンとデュパティとともに官職没収を甘受した32名の司法官の中には、デュパティの親友である大審部部長ラヴィがいる。ラヴィは16世紀から続くボルドー高等法院貴族の出身で、開明的思想への傾倒から、後にデュパティの紹介でヴォルテールを訪ねている。彼もまた、地方アカデミーと「フランス」会所に所属した。ボルドーでは司法官の子弟の大半が地元で教育を受けるのに対し、ラヴィはパリ近郊のオラトリオ会ジュイ (Juilly) 学院で学んでいる⁴⁸。

ルベルトンとデュパティは1771年8月23日の封印王書によって追放されたが、同日、法院はモブー改革に対する抗議文を裁決している。パリに続いてブザンソンとドゥエの高等法院が解体され、ボルドーでも抵抗主導者の追放で改革の実施が間近に予想される中、法院は「法院を無視し絶対的権威によって不法に行われる全てのことに、そして君主制の構成原理と確立された賢明なる形式の転覆を目的とする全てのことに」抗議した⁴⁹。ここで言う原理と形式とは、2月3日の建白にも見られるように⁵⁰、君主権の制限とそれを体現する法院の登録権を指すと考えられる。つまり、法院はモブー改革を制限君主制の原則に反するものとして批判しているのであり、これはパリで展開された反専制の議論と共通する。ドイルによると、この抗議文は、改革同調派の中心ガスクを含む10名によって反対されたので⁵¹、拒否派の主張を反映していると考えられる。

デュパティの主張を少し追ってみよう。追放中、彼は首都でのパンフレット合戦でモブー側を論駁できない愛国派に失望し、「法と自由の利益のために虐げられている司法官を支持する声は、一つとして上げられていない。」と慨嘆する⁵²。彼にとって、法の受託者たる高

82-83; Coulomb, C., « L'heureux retour : fêtes parlementaires dans la France du XVIIIe siècle », *Histoire, Économie et Société*, n° 2, 2000, pp. 201-215.

⁴⁵ Butel, P. et Poussou, J.-P., *La vie quotidienne à Bordeaux au XVIIIe siècle*, Paris, 1980, pp. 271-272.

⁴⁶ Doyle, W., « Dupaty (1746-1788) : a career in the late Enlightenment », *Studies on Voltaire and the eighteenth century*, n° 230, Oxford, 1985, pp. 1-127.

⁴⁷ フレト・ド・サン＝ジュストは、17世紀以来のパリの法服貴族家門の出身で、革命期には憲法制定議会議長を務めた。1780年代にパリへ移住したデュパティに住居を提供し、彼の刑法改革運動を支援した。デュパティとともに、パリの第一級の知識人が集まるフリーメイソン会所「九詩神 (Neuf Soeurs)」に所属した。Amiable, L., *La loge des Neuf Soeurs : une loge maçonnique d'avant 1789, augmenté d'un commentaire et de notes critiques de Charles Porset*, Paris, 1984.

⁴⁸ Doyle, *op. cit.*, pp. 23-24.

⁴⁹ Boscheron des Portes, *op. cit.*, p. 312.

⁵⁰ *Ibid.*, pp. 301-310.

⁵¹ Doyle, *op. cit.*, p. 157, note 22.

⁵² *Ibid.*, p. 29.

等法院に具現する自由こそが民の安寧には必須であり、それを否定する体制は「腐敗」したものでしかなかった⁵³。彼はモプーの失脚後、復旧した法院での演説で、旧制度の再建とともに官職の罷免不可性が確認されたことは、司法官の個人的な特権ではなく、「司法官職の本質そのもの」、すなわち「国民の生得的権利」の承認であると述べている。彼の考えでは、モプー改革によって基本法から逸脱し動揺した君主政は、法院の復旧によって再び基本法へと立ち返り、本来の安定を取り戻した。今後もし、罷免不可の原則が再び損なわれれば、「地上にはもはや奴隷しか生まれまいであろう」⁵⁴。すなわち、デュパティが主張するのは司法官による国民の権利の代表と、基本法によるその保障であり、その目的は自由の確保であった。彼は啓蒙哲学を背景に、司法官職や高等法院の地位を普遍的概念に強く結びつけた。

したがって、拒否派の代表者の人物誌および上記の法院の抗議文と考え合わせると、ボルドーの拒否派は、啓蒙の教養を背景に、地方の司法官でありながらパリの愛国派と議論の枠組みを共有し、国制に占める高等法院の位置の観点から、すなわち反「専制」の立場から、改革批判を展開したと考えられる。

次に、グルノーブルの例を見てみよう。ここでは、モプーの政策に反対して共同で抗議文を著し、最後まで追放を解かれることのなかった大審部部長ドルナシュ侯と評定官メリュを中心に考察する。

ドルナシュ侯は16世紀以来の高等法院貴族の家系に属し、ボルドーのラヴィと同じジュイ学院の寄宿生であった。開明的司法官で、ガリカニズムやジャンセニズムの書物、『法の精神』や『歴史的書簡』、モプー改革以降は愛国派の出版物を含む豊かな蔵書で知られた。彼を中心に建白起草者の小集団が形成され、そのほとんどは改革期に追放されるか、自ら辞職する道を選択する⁵⁵。メリュもこの集団の一員であり、高等法院の国制理念を称揚する彼にとって、登録は「他のあらゆる法の形成を支配し、それに合法性の印璽を与える」最高法規であった⁵⁶。

二人がモプーに対して著した1771年11月4日抗議文を見てみよう⁵⁷。まず、彼らが主張する政体は、制限君主制であり、君主権を制約する法こそが国民の保存と繁栄を保障するものであった。中でも高等法院の登録権は、「最も神聖不可侵な法の一つであり」、「法の所産および公正の保障として尊重されるべき」とされた。したがって、高等法院の廃止と司法官の罷免、代替裁判所の新設を内容とするモプー改革は、彼らにとって、「国王陛下の真の義務である王国の法と王令の条文に反する」ものであった。二人は、この違法行為に加担しようとする者に「名誉と良心の叫びを聞き、国王陛下の正義と叡智への全的で無限の信頼のみに依拠」するよう要求する。そして、改革同調者は「君主と祖国に対する臣民の愛着、誠実で徳高き魂が尊重すべき世論、つまりは国民の願いを、自らに問いかけるべき」なのであり、改革への協力によって、「いかなる法も損なわず、その委託を何らの変質なく保存できると考えることが許されるのかどうか」を熟慮すべきである、と主張した。

ここに表れているのは、制限君主制を担保し国民の利益を保障する法の受託者としての自

⁵³ *Ibid.*, p. 33.

⁵⁴ *Ibid.*, pp. 33-34.

⁵⁵ Egret, *Le Parlement de Dauphiné*, pp. 34-35.

⁵⁶ *Ibid.*, pp. 35-36.

⁵⁷ Rabatel, *Le Parlement de Grenoble et les réformes de Maupeou (1771-1775)*, pp. 38-41.

負であり、ドルナシュ侯とメリュは、高等法院が国民の代表たることを論拠に改革を批判している。しかし、この立場は抗議文の末尾になると後景に退く。二人は 14 世紀に王国への併合時に締結された条約を引用し、ドフィネ地方の司法の独立を想起するよう嘆願する。そして、「この地方を苦しめる災厄の数々をご覧いただきたい。この地方を絶えず代表してきたのは高等法院であり」、ゆえにこの抗議文は「不幸だが忠実で、君主の家父長的な慈愛にふさわしい民と、[中略]、フランス王太子の封となった一地方に対して、我々が与えることのできる最後の関心と愛着の証明」であると述べた。

彼らはここで、地方の代表という立場から新制度への反対を行っており、法源は王国基本法ではなくドフィネ法に求められる。したがって、この抗議文には、高等法院に関する彼らの認識の二重性が看取される。彼らは、ボルドーの拒否派と同様、地方の個別性を超えた一般的な国制理念に根拠を求める一方で、ドフィネ公国時代の郷愁と、ドフィネ評定院の継承者としての自負を捨ててはいない。ただし、文面の大半は前者の主張にさかれ、制限君主制から地方特権の保護を演繹する論理構成をとるので、改革に対する彼らの抗議の重心は、やはり一般的な国制論にあった。

以上から、地方間の差異はあるが、ボルドーとグルノーブルの事例から帰納される拒否派の特徴は次のように整理できる。すなわち、拒否派は開明的思想を知的・文化的背景とし、改革への抵抗の主たる理論的根拠も、王国基本法や国民代表といった高等法院の国制理念にあった。彼らはパリで展開された法院側の言説を共有し、啓蒙哲学に立脚した、「専制」に対する自由のための闘いを、抵抗の基本的なモチーフとしていたのである。

(3) 同調派

ボルドーにおける同調派の代表は、新法院で院長を務めたガスク (1712-1781) である。彼は 16 世紀から続く法服貴族の家系に生まれ、1766 年までに大審部で最年長の部長となっていた。旧友のリシュリュ公とは豪遊仲間で、公が主催する社交会の常連であった⁵⁸。フェリックスによると、リシュリュ公はモプーの最も有力な支持者の一人であり、彼と姻戚関係もしくは個人的つながりをもつ者が新法院に入った事例はパリでも確認されている⁵⁹。ガスクは、上述のように、1771 年 8 月に裁決された抗議文に対して反対を示していた。

他方、グルノーブルで同調派を代表するのは新院長ヴィド (1737-1794) である。この人物は代々主席検事を務める家系に生まれ、パリ大学のイエズス会学寮ルイ=ル=グランで学んだのち、郷里で次席検事、ついで主席検事に就任した⁶⁰。職務上中央政府と頻繁にやり取りし、高等法院の教義に染まらない忠実な王権支持者として、宮内府長官を務めるおじを介してモプーから恩給金の授与を約束された⁶¹。宗教的寛容や刑法改革を説き、熱心な重農主義者で

⁵⁸ クチュラによれば、ガスクは、ボルドーのフリーメイソン会所には所属していない。Coutura, J., *Les francs-maçons de Bordeaux au 18^e siècle*, Marseille, 1988.

⁵⁹ Félix, *Les magistrats du Parlement de Paris de 1771 à 1790*, pp. 49-50.

⁶⁰ ルイ=ル=グランはパリ高等法院の司法官の子弟が多く集う学寮であり、モプー父子もその卒業生である。Bluche, F., *Les magistrats du Parlement de Paris*, pp. 245-246. ヴイドの人物誌については、Brun-Janssen, M.-F., *Le Ministère public à la fin de l'Ancien Régime : l'exemple du Procureur général Jean-Jacques Vidaud de la Tour (1767-1775)*, Grenoble, 1988.

⁶¹ ヴイドに従い改革に与した次席検事セルヴァンも、高等法院が主張する基本法は内容が不明瞭であるとして、その国制理念から距離を置いていたが、改革前夜のモプーと法院の間の論争では中立であった。エグレ

もあったが、伝統的なカトリックを信仰し、その教義を迷信扱いする啓蒙哲学者を、「無知」、「不信仰」と厳しく批判した⁶²。

彼らに共通するのは、親任官僚や大臣の庇護を受けた忠実な王権支持者で、高等法院の国制理念と距離を置く人物であったことだ。このような新院長の指導下に法院への残留を承諾した新法院のメンバーも、多かれ少なかれ院長と政治的姿勢を同じくしたと考えられ、パリ新法院の司法官に見られた体制順応的な性格が推測される。実際、モプーの構想では、新法院はもはや抵抗によって国王を煩わせるものではなかった⁶³。しかし、現実はより複雑で、新法院は時としてモプーの期待を裏切るような抵抗精神を示すのである。地方の同調派司法官にとって改革への服従は王権への恭順と全くの同義ではなかった。それを例証するのが財務総監テレの財務行政に対して新法院が行った反対である。以下、具体的な過程と彼らの主張を見てみよう。

20分の1税に関する1771年11月の王令が登録のために翌年1月に提示されると、ボルドー新高等法院は、30年来の税負担の増加と地域住民の窮乏を強調し、王令の撤廃を嘆願する建白を即座に提出した⁶⁴。これに対して、国王は王令の修正も撤廃も拒否したため、司法官たちは新たな建白を送付する。この後、王令は登録命令とさらなる建白の応酬を経て4月に強制登録されるのだが、二度目の建白を発した頃の司法官たちの姿勢を、院長ガスクは、1772年2月8日、リシュリュ公への手紙の中で次のように伝えている。

民は過度の税負担を強いられ、政府は苛税で民を苦しめようとしている。[中略]我々は名誉と良心において、このような由々しき悪事には加担できない。もし同意すれば、我々は著しく名声と信頼を失い、もはやいかなる領域においても国王の役には立てなくなるだろう。[中略]我々がここ[新高等法院]にいるのは、自由に意見を述べるためであり、それが叶わないのなら、ここにいることは無益な行為でしかない。[中略]民の保護は我々の第一の義務である。[七年戦争以後]10年間の平和ののちに司法官が国家の破滅に賛成の票を投じてしまえば、一体どのような目で見られることか。もし最後の1エキュが取られようとも、我々には名誉が残されている。これが、我が親愛なる殿下よ、私が毎日法院で耳にする会話です⁶⁵。

ここで言われている「民 (peuple/peuples)」は重税に苦しむ具体的な人々であり、司法官が日常生活を送るギュイエンヌ地方の住民が念頭に置かれている。ゆえに、彼らは自らが義務および名誉とする地域住民の保護のために、王令に反対したと考えられる。興味深いのは、彼らが新制度下でも自由に意見を述べることで国家の利益に貢献できると考えていたことだ。この点は、モプー改革を自由の否定と捉えた拒否派との大きな相違点である。

グルノーブルでは11月王令よりも、1771年6月に発布された抵当権に関する王令の方が一層強い緊張をもたらした。この王令は、14世紀以来、示談による形式的な競売を通して行

によれば、こうした日和見的な態度は、数名の他の司法官にも共通した。Egret, *Le Parlement de Dauphiné*, pp. 280-282.

⁶² Brun-Janssem, *op. cit.*, p. 9, note 37.

⁶³ Flammermont, *op. cit.*, p. 517.

⁶⁴ Doyle, *The Parlement of Bordeaux*, pp. 151, 223-224.

⁶⁵ *Ibid.*, pp. 151-152.

われてきた抵当権の滌除を、下級裁判所での司法手続きに変更するものである。すなわち、抵当権の滌除を望む不動産購入者は、下級裁判所の書記課に購入契約書を提出し、その契約書が掲示されている二ヶ月間のうちに債権者が差し押さえ請求に来なかった場合、あらゆる抵当権からの保護を公式の承認書によって保証されることとなった。さらに、各々の司法手続きには定額の手数料が設置された⁶⁶。

グルノーブル高等法院は、改革以前の9月に、この王令に対する抗議をすでに発していた。この抗議によれば、王令は抵当権の保護を名目としながら、不動産所有者に抵当権を消滅させる手段を与え、債権者の不利益を生じるだけであった⁶⁷。新法院もこの裁定を継承して、1772年6月に80頁に及ぶ長大な建白を完成させた。

建白の起草を決定した司法官たちの動機に関して、ヴィドは1772年5月24日にモプーとテレに宛てた手紙で次のように述べている。

この法は、我々がその認識を深めれば一層のこと、高費用で、かつこの地方を統べるあらゆる法を破壊するものに思われるのです⁶⁸。

実際に、新法院が建白の中で行った抗議は、これまでドフィネの伝統と慣習によって保たれてきた秩序が変更されることの不合理と危険を強く主張するものであった。すなわち、山間部や遠隔地の住民、読み書きのできない人が、裁判所に赴いて抵当権を主張するのは困難であるにも関わらず、新制度は、所定の手続きをしない債権者から一方的に抵当権を剥奪する強引なものであった。王令の適用免除の対象となる未成年や禁治産者といった債権者の規定に関しても、パリ地域の慣習法にならって作成された王令は、ドフィネの既存の成文法と齟齬をきたしていた。さらに、テレの収税意欲を窺わせる手数料の設置によって、ドフィネのように全般的に貧しい地方の債権者が手続きをできずに権利を喪失する危険があった。それゆえ、法院は従来慣行のままでも抵当権の保護は可能であると主張し、ドフィネの伝統と調和の尊重を訴えるのであった⁶⁹。

ヴィドが建白に添えてモプーとテレに書き送った書簡によると、司法官たちが表明するのは「決して反抗精神ではありません。他にもない司法官としての確信、それも開明的な確信」であった。もし王令を撤廃できなければ、「法院の設立はこの地方の家族の安寧と平穏を確保するあらゆる法を破壊するものになると信じているからです」⁷⁰。

以上からは、グルノーブルの司法官たちの地域住民に対する家父長的な眼差しと伝統の擁護者としての自覚が読み取れる。彼らの抵抗が地域利害の保護のために行われたことは、ボルドーよりも一層明白であろう。エグレによると、新法院が11月王令に対して発した建白には「中間団体」や「国民」への言及はなく、民の現状を国王に伝えるという司法官の義務だけが表現されている⁷¹。同調派の議論の枠組みは、普遍的な国制論ではなく、自らが庇護者

⁶⁶ Marion, M., « hypothèques » dans *Dictionnaire des institutions de la France aux XVII et XVIII siècles*, pp. 280-281; Rabatel, *Le Parlement de Grenoble et les réformes de Maupeou (1771-1775)*, pp. 212-229.

⁶⁷ *Ibid.*, pp. 230-231.

⁶⁸ *Ibid.*, pp. 236-237.

⁶⁹ *Ibid.*, pp. 237-254.

⁷⁰ *Ibid.*, pp. 254-255.

⁷¹ Egret, *op. cit.*, p. 310.

を自任する地方との関係にあった。

以上、ボルドーとグルノーブルの事例から、地域偏差はあるが、同調派の特徴を次のように整理することができる。すなわち、同調派は王権支持を基本的な政治姿勢とし、王権に忠実な院長の指導下で新法院を担ったが、地方の利益が脅かされる場合には抵抗することを躊躇わない。首都の愛国派や拒否派の言説から相対的に距離を置く彼らにとって、抵抗のモチーフは普遍的な自由の確保ではなく、個別的な地域利害の保護であった。新法院は発足当初より、民の保護に無益と追放者から批判されていたが、この批判が憂慮されたのは、新法院がまさしくその点にこそ、自らの存在意義を見出していたことの証左であろう⁷²。

ただし、拒否派の司法官が地域利害に無関心であったとは考えにくい。司法官は法院という都市住民に開かれた空間を通して多様な職種や境遇の人々と接し、社交、経済、宗教と幾重にも織り成される地域社会に溶け込んでいた⁷³。また、地方高等法院が創設以来、中央と地方を仲介し後者の利益を守ってきた伝統を有することは言うまでもない。クロンによれば、グルノーブルの司法官の間には地域利害の保護という共通目的が存在し、改革への態度を分けたのは、その達成手段として改革への服従が適切であるか否かの判断の違いであった⁷⁴。ボルドーの拒否派の言説からは地域への眼差しを直接には読み取れないが、彼らが新法院に投げかけた批判から、拒否派と同調派がともに民の保護を正当性の拠り所としていたと考えられる。

では、同調派はなぜ改革への加担を合目的的であると判断したのか。この問いに直接答えることはできないが、地域社会において高等法院が果たした機能から考察を試みよう。

経済的側面においては、法院の運営に伴って都市に人が集まることで都市経済が活性化し、多くの都市住民の生活が法院に直接的ないし間接的に依存していた。ボルドーでは約 100 名、グルノーブルでは約 60 名の司法官集団のみならず、その家族や、法院に勤務する多数の司法関係者、管轄区全域から集まる大勢の訴訟人は、都市の商工業者や宿屋にとっての重要な顧客であった⁷⁵。これに司法官個人の邸宅で雇用された召使や秘書、法院および付属刑務所の維持運営に携わる門番、各種職人、医者、洗濯女といった諸々の職業を加えると、法院存在の受益者は相当数に上る。パリでのように司法官の大規模な追放や、法院そのものの消滅という事態になれば、都市が被る経済的損害は甚大である⁷⁶。グルノーブル都市評議会も 1771

⁷² ガスクは、1772年2月8日書簡で、11月王令の登録問題の際に、もし王令を登録すれば、「法院は衰退する、民を犠牲にするために給料を支払われている卑劣な輩しか残らなかった」と言う追放者を有利にすると憂慮している。グルノーブルでも11月王令の登録をめぐる、ヴィドはモプー宛の1772年3月6日書簡で、もし法院が政府の要求に屈してしまえば、敵対者が新法院を高等評定院と同一視し、民にとって無益であることを強調するだろうと述べている。Doyle, *The Parlement of Bordeaux*, pp. 151-152; Egret, *Le Parlement de Dauphiné*, p.323.

⁷³ Chaline, O. et Sassier, Y. (dir.), *Les Parlements et la vie de la cité*, Rouen, 2004.

⁷⁴ Coulomb, C., « L'échec d'un serviteur du roi Vidaud de La Tour, premier président du parlement Maupeou à Grenoble », *Histoire, Économie et Société*, 23, 2006, p. 376.

⁷⁵ Figeac, M. et Le Mao, C., « Le Parlement de Bordeaux et la cité, de la Fronde à la veille de la Révolution », dans Chaline, O. et Sassier, Y. (dir.), *op. cit.*, pp. 249-276; Favier, R., « Le Parlement de Dauphiné et la ville de Grenoble aux XVIIe et XVIIIe siècles », dans Favier, R. (dir.), *Le Parlement de Dauphiné des origines à la Révolution*, Grenoble, 2001, pp. 197-201. とりわけボルドーの高等法院貴族は、豪華な邸宅、贅を凝らした家具調度品、多くの蔵書を所有し、消費文化を享受する都市の中心的消費者であった。Figeac, M., *La douceur des Lumières. Noblesse et art de vivre en Guyenne au XVIIIe siècle*, Paris, 2001, pp. 209-227.

⁷⁶ 事実、パリでは170名近くの司法官が家族や召使もろとも追放され、商人・職人が高級志向の顧客を失い自

年10月15日、モプーに法院存続の嘆願書を送り、法院が奪われれば都市の商業は完全に廃れ、2千以上の家族が赤貧に苦しむことになるかと訴えている⁷⁷。

政治的側面においては、地方三部会のない地方では、高等法院は唯一の自由の砦であった。愛国派の新聞報道によると、モプーは当初、地方高等法院を全廃して高等評定院に置き換える計画を抱いており、ドゥエでは実際に実行に移されている⁷⁸。上述のように、高等評定院は建白権を持たず、王令登録において完全な受身である。ボルドーの新法院は11月王令が強制登録されても引き続き抗議を発したが、法院を廃止してリブルヌに高等評定院を創設するという噂に驚愕して撤回とその弁明に転じている⁷⁹。同調派が新制度の下でも一定の自由が保たれると考えたのは、彼らの協力によって高等法院が存続したことと無関係ではあるまい⁸⁰。

以上から、高等法院は地域社会において経済的にも政治的にも非常に重要な位置を占めたと言える。同調派が法院の存在と地域社会の利益を守るために改革に協力したと断定することはできないが、彼らの協力が結果的に法院を都市に存続させ、政治・経済的損失を未然に防いだという事実はここで確認しておきたい。

おわりに

本稿では、地方高等法院におけるモプー改革の受容をパリとの比較から整理し、司法官に生じた分裂を、両派の言説分析と社会的側面から考察した。拒否派は啓蒙哲学を知的・文化的背景に、パリの愛国派と議論の枠組みを共有し、国制全体を論じる立場から改革を批判した。同調派は、王権支持を基本姿勢として国制理念から距離を置き、地域社会の現実的な要請から改革に協力したが、それは絶対主義への恭順を意味せず、地域利害が脅かされる場合は改革以前と同様に抗議した。しかし、この区別は絶対的ではない。ともに地域社会に生き、地方高等法院の伝統を自負する両派は、地域利害の擁護を共通の目的とし、その実現のための手段として、改革への反対もしくは協調を選択したと考えられる。

単一の計画と理論によって全国の高等法院を統制しようと試みたモプー改革は、このような地域性を十分に考慮に入れていなかったために、地方高等法院の抵抗を完全には抑えることが出来なかった。ここに、パリから始まったモプー改革の限界があった。

殺や倒産の率が上昇した。Hudson, *op. cit.*, pp. 57-58.

⁷⁷ Egret, *op. cit.*, pp. 278-279; Rabatel, *op. cit.*, p. 31. この頃、グルノーブル高等法院に関して二つの改革案が浮上していた。一方は、上ドフィネをエクス高等法院に、下ドフィネをリヨン高等評定院に統合する案で、他方は、グルノーブル高等法院を廃止してヴァランスに高等評定院を創設する案だった。どちらにしても、高等法院所在地であることがグルノーブルにもたらす経済的利益は失われることになる。Egret, *op. cit.*, pp. 278-279.

⁷⁸ *Journal historique de la Révolution opérée dans la constitution de la monarchie française par M. de Maupeou, chancelier de France*, le 2 février, cité dans Flammermont, *Le Chancelier Maupeou et les Parlements*, p. 435.

⁷⁹ Doyle, *The Parliament of Bordeaux and the End of the Old Regime 1771-1790*, p. 153.

⁸⁰ フランメルモンによると、ガスクは、リシュリュ公から改革への協力を依頼されたとき、高額な賄賂とともに、「ギユイエンヌ地方に高等評定院しかなくなるのを避け、高等法院を保存するために」という口実で承諾し、同じ理由で一部の司法官の賛同を引き出した。Flammermont, *op. cit.*, p. 455.